



広報

VOL
271

よろん

発行：与論町 編集：総務企画課
〒891-9301 平成21年6月18日発行
鹿児島県大島郡与論町茶花32番地 1
TEL0997-97-3111 FAX0997-97-4197
ホームページ <http://www.yoron.jp/>

町の人口(平成21年4月末現在)
人 口 5,585人(男2,718人・女2,867人)
世帯数 2,376世帯
平成21年3. 4月異動分
(出生6人 死亡10人 転入117人 転出211人)



銀座通り祭 綱引き大会

主な内容

まちの話題..... 2P~6P
お知らせコーナー..... 7P~9P
島のムヌガッタイ..... 10P



ブーゲンビリア

五月連休の定番となった茶花銀座通り祭りが今年も開催され、町民や観光客など大勢の人々で賑わいました。祭りには、出店や中高生吹奏楽部の演奏、バンド演奏の外、金魚すくいなど楽しいイベントがあり、その中でも小学生の綱引き大会は見応えのある大会でした。家族づれや友達であふれ、銀座通りに明るい笑い声が響きました。

春は別れと出会の季節

卒業式・入学式



平成二十一年三月二
四日、三小学校（茶
花・与論・那間）体育
館で卒業式が厳かに行
われしました。一人一人
に校長先生から卒業証
書が授与され、六年間
の思い出の詰まった卒
業証書をしっかりと握
りしめていただきました。式
典では、校長先生の式
辞の外、町長などから
お祝いと励ましの言葉



があり、在校生を代表
して児童会長から送辞
があったのに対し、卒
業生代表から答辞があ
りました。答辞が読み
上げられたとき、中に
は、感極まり涙ぐむ児
童もいて、別れの切な
さをかみしめていまし
た。卒業して殆どの児
童が与論中学校に進学
するとはいえ、一緒に
学んだり遊んだりした



後輩の皆さんや先生方
との別れは、ほんとう
に寂しいものでしょ
う。それを乗り越え
て、新しい次のステッ
プである中学校でもた
くましく勉強やスポー
ツそして友情を大切に
して頑張ってほしいも
のです。
今年の各小学校の卒
業生は、茶花小学校三
十三名・与論小学校二
十二名・那間小学校十
二名計六十七名でし
た。卒業生の皆さんの
更なる活躍を願って
います。



平成二十一年四月七
日、県立与論高等学校
が高校体育館で挙行さ
れました。早いもので
与論高校ができて四十
年が過ぎ、高校存続の
危機が問われている昨
今、地元で高校入学で
きる喜びとともに感謝
したいところです。
今年度の入学生は六
十三名でした。最近の
与論高校は、進学や部
活等でレベルアップし
て参りました。後輩の
皆さんも先輩方に続け
と期待するところで
す。

豪華客船が
やってきた！

ふじ丸と論島寄港

平成二十一年三月十日与論港へ豪華クルーズ客船「ふじ丸」が入港し、沢山の観光客が島内観光をしました。歓迎レセプションでは、ミスヨロンから船長へ花束贈呈され、またの御来島を願っていました。



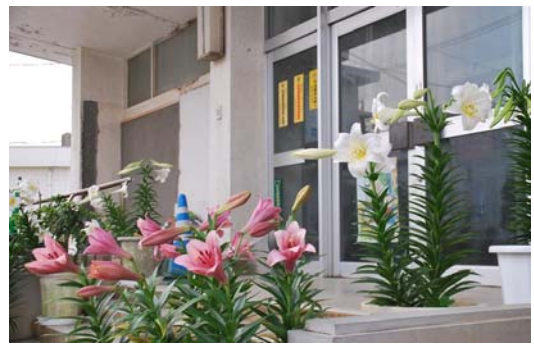
護衛艦「ひえい」
寄島！

呉海上自衛隊



平成二十一年二月二十七日、広島県呉海上自衛隊所属護衛艦「ひえい」五千トンが茶花沖に停泊し、船長らが役場を表敬訪問されました。外にも奄美や沖縄の離島に数隻寄島して、活動とされるという活動とされた。翌日は、与論町自衛隊父兄会や役場から十名艦へ招待があり、艦内の装備や活動内容等について説明がありました。また、停泊中、二百五十名余の隊員が与論島に宿泊し島が賑わいました。

役場玄関が
華やかに！



毎年四月になると、役場前の玄関先がテッポウユリで華やかに飾られる。これは、今年役場を退職された朝戸の杉田愼孝氏が、四年前から始められたボランティア活動で、丹誠込めて育てられた白とピンクのユリは、訪れる人々に安らぎを与えてくれます。また、今年退職された山下澄子氏からも、多額のご寄付がありました。お二人に心から感謝申し上げます。

ウインドサーフィンで黒潮海洋縦断

海洋冒険家 中里尚雄 氏

平成二十一年四月八日海洋冒険家の中里尚雄氏がウインドサーフィンで茶花海岸に降り立ちました。

これは、桜島の国民宿舎前を三月十三日に出発し、佐多岬・硫黄島・口永良部・口之島・中之島・諏訪之瀬島・石島・小宝島・宝島・奄美・徳之島・沖永良部・与論を経由して沖縄辺戸岬まで六百五十七キロメートルをウインドサーフィンで縦断するもので、最後に立ち寄った島が与論であります。この間、小学校での講演なども行ってきたという、ことでした。当日は、与論島ウインドサーフィン協会長の港信介氏が茶花沖から茶花海岸まで伴走し、歓迎されました。



思い出はよみがえる！

与中三年生が植栽



植栽の作業説明をするNPO法人「尊々我無」代表川上政雄氏

平成二十一年五月二十七日午後一時過ぎから与論コーススタルリゾートにおいて、茶花集落出身の中学三年生十七名が与論中学校地域貢献授業の一環として役場環境課・茶花自治公民館・NPO法人「尊々我無」の協力を得て、植栽活動が行われました。

当日は、NPO法人「尊々我無」代表川上



ロープに沿って一直線に植えましょう！



政雄氏から植栽作業の手順等の説明を受けた後、役場環境課の職員らにより植栽ポイントにロープを一直線に張り、そこに、均等に掘り作業や植栽の指導があり、生徒たちが慣れない手つきで一生命作業をしていました。今回植えられた木は、与論の海岸に適したアダン・モンパ・モクマオウ・竜舌蘭などで、きつと大きく育っていくと思われず。この与論を離れ再び、帰ったとき、自分たちが植えた木をみて思いが蘇って島への愛着が沸くことでしょう。



一生命、植栽指導する役場環境課補佐 植栽指導員 佐藤





経済活性化につなげてほしい！
定額給付金支給開始

国の補正予算に関わる町予算の概要

■ 平成20年度 補正予算第6号 単位：千円

事業名	金額	説明
地域情報通信基盤整備事業 推進交付金事業	219,591	地域情報通信基盤整備事業推進交付金事業(5号補正)
緊急地域活性化対策費	18,000	旧診療所改修工事
緊急地域活性化対策費	3,000	茶花漁港北護岸斜路延長工事
緊急地域活性化対策費	4,000	漁船乗か用台車・コンテナ
緊急地域活性化対策費	39,690	農道舗装(叶16号線・古里平瀬嶺線・古里平瀬嶺1号線・古里角マシン線・東区出ン赤崎線・東区高尾、瀬良線・赤崎1号線・古里草畑線)
緊急地域活性化対策費	35,000	海中センター解体工事・倉庫建設工事
緊急地域活性化対策費	38,900	那間茶花線改良工事・叶辻宮線改良舗装工事・供利線復旧工事・田仁線改良舗装工事・町道維持補修工事

■ 平成20年度 補正予算第7号

定額給付金事業	97,464	定額給付金事業
子育て支援特別手当	4,661	子育て支援特別手当

■ 平成21年度 補正予算第2号

地域活性化・経済危機対策臨時交付金	203,321	6月議会へ計上中
-------------------	---------	----------

平成二十一年四月二十七日役場玄関ホールで定額給付金の支給が開始されました。申請から二週間以上かかりましたが、混雑するころどなく順調に支給されました。使い道はそれぞれ違うと思います。島の活性化につなげてほしいところで





みんなが交通事故防止！

春の全国交通安全運動開催

平成二十一年四月六日から一五日まで春の全国交通安全運動が実施されました。本町では、六日、役場前で派出所・地区交通安全協会・交通安全母の会・商工会・ユンヌ安心パトロール隊・各事業所などが集結し、運動の出発式の後、チラシなどを配布しながら運転者に交通安全の呼びかけが行われました。最近与論町でも交通事故が増えつつあるようです。特に交差点での出会い頭の事故や高齢者の転倒事故など、注意力が低下したり、漫然運転がその原因のようです。特に高齢者の皆さんは、運転前に必ず体調不良や注意力散漫でないか自己管理に努めましょう。

自主防犯に努めましょう！

与論町防犯協会設立

平成二十一年度から、これまでの沖永良部与論地区防犯協会から独立し、与論町防犯協会が設立されました。これにより、与論本町にあった防犯活動を展開し、町民総ぐるみ防犯意識の向上に努め、一人一人がまず自分の身は自分で守るという基本意識を高めていただきたいところがあります。



振り込め詐欺にご注意

平成二十一年五月三十日ユンヌ安心パトロール隊総会が茶花自治公民館で開催されました。総会に先立ち、青パトによるパトロールに必要な講習会があり、高野派出所長から詳しい説明があり、その後、派出所員らによる暴力行為からの対処法について、実技指導がありました。

不当要求お断り

平成二十一年三月二十七日防災センターにおいて、不当要求防止研修会が、役場や農協職員など出席して開催されました。「明るく住みよいまちづくりのために・行政に対する不当要求への対処方法」と題して、鹿児島県暴力追放運動推進センターの暴力追放相談員新穂征英氏が他の市町村での事例を紹介しながら詳しく講演されました。



労働基準法の一部改正法が成立 ～ 平成22年4月1日から施行されます ～

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」(平成20年法律第89号)が、平成20年12月12日に公布され、平成22年4月1日から施行されます。

このリーフレットでは、改正のポイントを解説しています。内容をご理解いただき、長時間労働の抑制等に向けて積極的な取組みをお願いします。

1

時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

(中小企業については、当分の間、適用が猶予されます)

1か月に60時間を超える時間外労働を行う場合・・・50%以上 (改正法第37条第1項、第138条)

- 1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。(注1)
- ただし、中小企業については、当分の間、法定割増賃金率の引上げは猶予されます。(注2)(※)

(注1) 割増賃金率の引上げは、時間外労働が対象です。
休日労働(35%)と深夜労働(25%)の割増賃金率は、変更ありません。

(注2) 中小企業の割増賃金率については、施行から3年経過後に改めて検討することとされています。

※ 猶予される中小企業

① 資本金の額または出資の総額が
小売業 5,000万円以下
サービス業 5,000万円以下
卸売業 1億円以下
上記以外 3億円以下

または

② 常時使用する労働者数が
小売業 50人以下
サービス業 100人以下
卸売業 100人以下
上記以外 300人以下

(注) 事業場単位ではなく、企業(法人または個人事業主)単位で判断します。

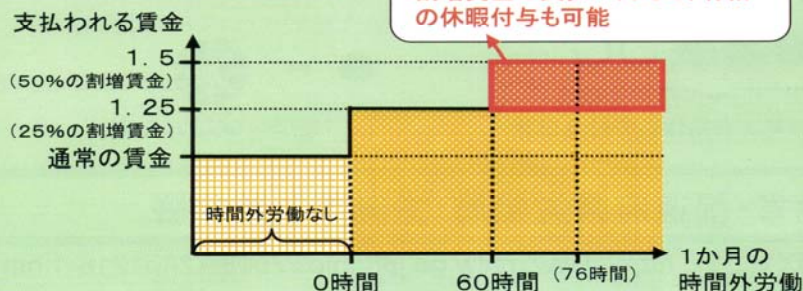
割増賃金の支払に代えた有給の休暇の仕組みが導入されます (改正法第37条第3項)

- 事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分(25%から50%に引き上げた差の25%)の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与することができます。(注1)
- 労働者がこの有給の休暇を取得した場合でも、現行の25%の割増賃金の支払は必要です。(注2)

(注1) この有給の休暇は、長時間の時間外労働を行ったときから一定の近接した期間内に、半日単位などまとまった単位で付与することが考えられますが、詳細は改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、厚生労働省令で定められます。

(注2) 労働者が実際に有給の休暇を取得しなかった場合には、50%の割増賃金の支払が必要です。

【図】割増賃金の支払に代えた有給の休暇の仕組み



【具体例】

時間外労働を月76時間行った場合

→ 月60時間を超える16時間分の割増賃金の引上げ分25%(50% - 25%)の支払に代えて、有給の休暇付与も可能

→ $16時間 \times 0.25 = 4時間分$ の有給の休暇を付与
(76時間 \times 1.25の賃金の支払は必要)

2

割増賃金引上げなどの努力義務が労使に課されます

(企業規模にかかわらず、適用されます)

限度時間(1か月45時間)を超える時間外労働を行う場合・・・25%を超える率

○ 「時間外労働の限度基準」(平成10年労働省告示第154号:限度基準告示)により、1か月に45時間を超えて時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、

① 特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること

② ①の率は法定割増賃金率(25%)を超える率とするように努めること

③ 月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めること

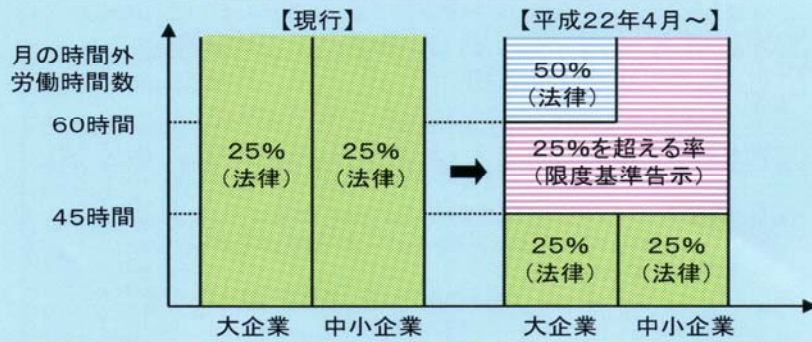
が必要となります。(注1)(注2)

(注1) 労使は、時間外労働協定の内容が限度基準告示に適合したものとなるようにしなければなりません。(労働基準法第36条第3項)

(注2) 今後、改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、限度基準告示が改正される予定です。

【図】時間外労働に対する割増賃金率の仕組み

※ 1、2の改正内容を図にすると右のようになります。



3

年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります

(企業規模にかかわらず、適用されます)

(改正法第39条第4項)

○ 現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。(注1)(注2)

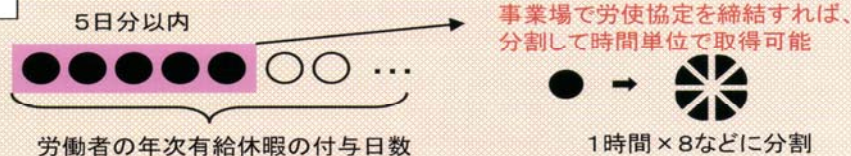
○ 年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。(注3)

(注1) 所定労働日数が少ないパートタイム労働者の方なども、事業場で労使協定を締結すれば、時間単位で取得できるようになります。

(注2) 1日分の年次有給休暇が何時間分の年次有給休暇に当たるかは、労働者の所定労働時間をもとに決めることとなりますが、詳細は改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、厚生労働省令で定められます。

(注3) 例えば、労働者が日単位で取得することを希望した場合に、使用者が時間単位に変更することはできません。

【図】時間単位年休の仕組み



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省のホームページもご覧ください。 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>

(H20.12)

国行政と町民とのパイプ役

行政相談員

であります。

平成二十一年度からこれまで二期四年間勤めていただきました竹内充啓氏に替わり、新しく野本勝彦氏が行政相談員に委嘱されました。

従いまして、行政相談員は、総務大臣の委嘱を受けまして、地域住民と国とのパイプ役としての役目を果たすこととなります。

行政相談員とは、国の役所の仕事について苦情や意見・要望等がある場合に、どこに相談してよいか分からない」といった相談を受けて、中立・公正な立場からその処理を国の機関などに相談するお手伝いをするもの

野本氏は、町の様々な役職を兼務されながら、この役目を引き受けてくださいました。特に本町消防団長という大役を負いながらの承諾に対し深く感謝申し上げます。



行政相談員 野本勝彦氏

国の役所の仕事についてのご相談は、例えば、道路、登記、税金、年金、郵便、労働などが主なものです。相談については、秘密等については、守られ相談は無料です。年に何回か相談日を設けますので、気軽にご相談下さい。

ヨロン特産品支援センター供用開始

平成二十年度に完成したヨロン特産品支援センターが本年度スタートしました。加工機器類も装備され、家庭でできない加工機器等の施設が備わっています。与論の農産物などを加工することで商品価値を生み出し、今後の島の特産品として売り出して行けるよう、皆様方のご利用を願います。使用料は下記のとおりです。



ヨロン特産品支援センター使用料

区分		使用料
加工室	1時間	300円
	30分まで	150円
	超過1時間当たり	500円
	体験加工(半日)	500円
加工機器類	冷凍冷蔵庫(1時間)	100円
	シーラー(1回)	5円
	ゼリーシーラー(1回)	10円
	真空包装機(1回)	20円
	乾燥機(1時間)	100円
	一連式蒸し器(1時間)	500円
	蒸気式回転釜(1時間)	500円
	野菜調理器(1時間)	100円
	製粉機(1時間)	100円
	オーブン(1時間)	100円
	ガステーブル(1時間)	100円
	攪拌機(1時間)	100円
研修室		無料



島のムヌガッタイ

